

吉賀町告示第176号

吉賀町企業誘致視察補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年9月18日

吉賀町長 中谷 勝

吉賀町企業誘致視察補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町の交付する企業誘致視察補助金(以下「補助金」という。)については、吉賀町補助金等交付規則(平成18年吉賀町規則第13号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助金の目的)

第2条 本町への企業誘致を促進するため、町外に事業所又は工場(以下「事業所等」という。)を有する事業者が、本町の進出検討地を視察した場合に、その旅費の一部を予算の範囲内において補助することを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、町外に事業所等を有する者で、本町に事業所等を新設するため、進出検討地の現地視察を行う次に掲げる業種(日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号))を主たる事業として行う事業者とする。

- (1) 製造業
- (2) 情報サービス業
- (3) インターネット付随サービス業

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認める事業者を補助金の交付対象者とすることができる。

(補助金の対象期間)

第4条 補助金の対象となる期間は、平成32年3月31日までの間に交付申請をしたものに限る。

(補助金の交付要件)

第5条 補助金は、現地視察を行う事業者及び事業所等に勤務する従業員の旅費について交付する。

2 補助金は、本事業と同一の内容の他の補助事業と重複して交付しない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、現地視察に要した往復の旅費(交通費及び宿泊費)の2分の1以内の額(千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)とする。この場合において、1人につき5万円を限度とし、1事業者につき3人までとする。

2 前項の額の算定に当たっては、交通費については最も合理的な経路とし、交通費及び宿泊費については実費額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、視察予定日までに企業

誘致視察補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 進出計画書
 - (2) 雇用保険証又は健康保険被保険者証の写し
 - (3) その他町長が特に必要と認める書類
- （補助金交付の決定及び通知）

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、その決定の内容を企業誘致視察補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、交付を不相当と認めたときは、企業誘致視察補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知し、補助金を交付しないものとする。
- （補助事業の変更等の手続）

第9条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、企業誘致視察補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な場合を除く。）をするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 前項第1号の軽微な場合とは、交付決定金額の変更のみで増減額が変更前の20パーセントを超えない場合をいう。

（補助金交付の決定変更及び通知）

第10条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、企業誘致視察補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 申請者は、視察終了後14日以内に企業誘致視察補助金事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等の支払が確認できる書類
- (2) その他町長が特に必要と認める書類

（補助金の額の確定及び通知）

第12条 町長は、前条に規定する企業誘致視察補助金事業実績報告書を受理した場合は、審査等により交付すべき補助金の額を確定し、企業誘致視察補助金確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第13条 前条の規定により額の確定通知を受けた場合は、企業誘致視察補助金支払請求書（様式第8号）により町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の請求書を受理したときは、補助事業者に速やかに支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたときは、交付を取り消すものとし、企業誘致視察補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成27年9月1日から適用する。

(失効等)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

年 月 日

吉賀町長 様

(申請者) 住所
 名称
 代表者名

㊞

企業誘致視察補助金交付申請書

企業誘致視察補助金の交付を受けたいので、吉賀町企業誘致視察補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 算出根拠

視察者氏名	1		
	2		
	3		
視察予定日	年 月 日 ~ 年 月 日		
項目	経路	算出根拠	小計
鉄道賃			円
汽船賃			円
車賃			円
航空賃			円
宿泊料			円
合計額	円・・・A	申請額	A × 1 / 2 (千円未満切捨て) 円

3 添付書類

- (1) 進出計画書
- (2) 雇用保険証又は健康保険被保険者証の写し

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

吉賀町長



企業誘致視察補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、吉賀町企業誘致視察補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

- 1 補助金の名称 吉賀町企業誘致視察補助金
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付条件

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

吉賀町長



企業誘致視察補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、吉賀町企業誘致視察補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり不交付の決定をしたので通知します。

記

- 1 補助金の名称 吉賀町企業誘致視察補助金
- 2 不交付の理由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

吉賀町長 様

（申請者） 住所
名称
代表者名

印

企業誘致視察補助事業変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け指令 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、吉賀町企業誘致視察補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称 吉賀町企業誘致視察補助金
- 2 変更の内容
- 3 変更（中止・廃止）の理由
- 4 補助金変更交付申請額
- 5 変更（中止・廃止）日 年 月 日

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

吉賀町長



企業誘致視察補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定した補助金については、吉賀町企業誘致視察補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり変更しましたので通知します。

記

- 1 補助金の名称 吉賀町企業誘致視察補助金
- 2 変更交付決定額 円
- 3 変更交付決定の内容
- 4 交付条件

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

吉賀町長 様

(申請者) 住所
名称
代表者名

㊟

企業誘致視察補助金事業実績報告書

年 月 日付け指令 第 号で補助金の交付決定のあったことについて吉賀町企業誘致視察補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金の名称 吉賀町企業誘致視察補助金
- 2 実績報告額 金 円
- 3 交付決定額 金 円
- 4 添付書類 領収書等の支払が確認できる書類

様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

吉賀町長



企業誘致視察補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金について、吉賀町企業誘致視察補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり交付の確定をしたので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

年 月 日

吉賀町長 様

(申請者) 住所
名称
代表者名

㊞

企業誘致視察補助金支払請求書

年 月 日付け指令 第 号で額の確定通知のあった補助金については、吉賀町企業誘致視察補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の請求金額 円

2 振込先

フリガナ	
口座名義人	
金融機関名	銀行・信金・農協・()
支店名	支店・支所
預金種目	
口座番号	

様式第9号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

吉賀町長



企業誘致視察補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定した補助金については、吉賀町企業誘致視察補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

- 1 補助金の名称 吉賀町企業誘致視察補助金
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付決定取消額 金 円
- 4 取消理由